

原子力発電所に関する四大臣会合（第6回）の概要

平成24年4月13日(金)

18:30~19:20

於 官邸4階大会議室

<出席者>

野田内閣総理大臣、藤村内閣官房長官、枝野経済産業大臣、細野内閣府特命担当大臣

(オブザーバー)

齋藤内閣官房副長官、山谷民主党政調会長代行

(陪席者)

原子力安全・保安院長、資源エネルギー庁次長、等

<会議の内容>

○4月12日(木)に開催された第5回四大臣会合に引き続き、関西電力大飯発電所3・4号機の再起動にあたっての安全性及び必要性について議論が行われた。

○まず、資源エネルギー庁から、配布資料に基づき、20%の節電に必要な対応について、第5回会合との変更点を中心に以下のとおり説明が行われた。

- ① 小口需要家、すなわち中小企業の節電対応については、昨年夏の東京電力、東北電力管内における節電要請結果を例にみれば、取引先の大手企業が土日に操業を行うなど操業をシフトすることによる影響で、下請企業になればなるほど、取引先に合わせた操業パターンの変更や勤務時間の変更を余儀なくされ、コスト増や従業員の負担増という結果を招いた。また、昨年の第三次補正予算で自家発電の設置を促す補助金を用意したものの、中小企業は、自家発電の設置に追加コストがかかることや、そもそも自家発電を設置する敷地がないことから、補助金の活用が進んでいないのが現状。さらに、鋳物業、金属加工業など通年に電気を使う業種については、相当の減産を迫られる可能性が高い。
- ② 家庭部門については、昨夏の節電結果として、関西電力管内は10%の要請に対して4%程度、東京電力管内は15%の要請に対して11%程度の実績があった。節電効果については、平日のピーク時間帯(14時頃)に在宅している場合に、エアコン(1台)の替わりに扇風機を使用することで50%、2部

屋でそれぞれエアコンを使用している場合に 1 部屋（1 台）に減らすことで 35%、また、エアコンの設定温度を 2 度上げて 28 度に設定し、日中は照明を消す、テレビの輝度を下げる、冷蔵庫の設定を「強」から「中」にする、温水洗浄便座のスイッチを切る、テレビ等のプラグをコンセントから抜く等を組み合わせることで約 20% の節電になる。ただし、これらのは多くはピーク時に在宅していることにより期待できる節電効果である。例えば、東京におけるピーク時間帯の在宅率は 3 割から 4 割程度でしかないとのアンケート結果もある。

○節電が必要となる時間帯はいくつかとの質問があり、昼間よりも夕方の時間帯の方が、需要が多いとの意見もあるが実態はどうかとの質問があり、これに対して、通常パターンでは 13 時から 16 時がピークとなるが、近年では 13 時から 18 時まで幅があり、日によっては 16 時や 17 時にピークを迎える日があるとの説明がなされた。

○夕方まで涼しくならず、かつ、帰宅時間が夕方に集中すれば、夕方にピークを迎えることになるため、仮に節電を呼びかける場合は、19 時頃まで冷房は使用しないで扇風機を使用してもらう、エアコン 2 台使用している家庭は 1 台にしてもらうといった要請をしなければならないとの意見が出された。

○その後、四大臣において、原子力発電所の再起動にあたっての安全性について議論・確認が行われた。

- 専門家ではない四大臣だけで拙速に判断基準を取りまとめたとの批判があるが、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、政府は、従来の安全対策に加え、昨年 3 月の緊急安全対策、4 月の外部電源対策、6 月のシビアアクシデント対策など、事故の教訓を反映した具体的な安全対策を次々に指示・確認している。また、昨年 7 月 11 日の内閣官房長官、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣の三大臣取りまとめに従い、再起動の可否について判断するため、原子力安全委員会も含む専門家も交えながら透明性を持った形でストレステスト一次評価も慎重に実施してきた。こうした取組と並行して、政府事故調、原子力安全・保安院の意見聴取会等において、専門家に意見を求めながら、徹底的な事故検証が進められ、それらの場で得られた知見については、安全対策や安全性評価に随時反映されるとともに、新たな規制の方向性を示すものとして、既に「30 の対策」として具体的に提示された。これらを含め、これまで原子力安全委員会を含む各方面の専門家によって、慎

重かつ徹底的に進められてきた数々の検討が、先月末までに一定の結論を得ている。こうした点を踏まえれば、四大臣が取りまとめた「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」（以下、「判断基準」）は拙速に取りまとめたものではなく、政府としての一年間の積み重ねを分かりやすい形で整理したものと言える。

- ・ 「判断基準」の妥当性について、まず、基準(1)については、昨年3月に指示し、5月に実施を確認した緊急安全対策、昨年6月に指示し、同月に実施を確認したシビアアクシデント対策等で構成されている。これまでの徹底した事故検証を踏まえた事故の原因や事象の進展等に対する四大臣の「基本的な理解」に照らせば、これらの対策は、津波による全電源喪失という事態の進展を防止するために有効なものであると言える。
- ・ 次に、基準(2)については、①昨年7月11日の三大臣取りまとめに基づき、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開については、ストレステスト一次評価により確認することとし、東京電力福島第一原子力発電所を襲ったような地震や津波が来週しても、同事故と同じような事態に至ることを防ぐだけの防護策が施されているか、設計時に想定していた地震・津波想定を超えるものに対する安全裕度はどの程度かという点について確認することとしていること、②また、その際、防護のために用意された設備やプロセス・手順が現実に機能するかを含め、まず事業者が自己評価を行い、保安院がその内容について現地調査を含めて確認し、更に原子力安全委員会においてその妥当性を確認した上で、四大臣が判断していくというのが一貫した方針であること、③原子力安全委員会も、こうしたプロセスで再起動の判断を政府が行うことについて了解していること、から基準として適切であると言える。
- ・ 最後に、基準(3)については、原発にまつわる「安全神話」と決別し、現行法令の遵守を当然の前提とした上で、更なる安全性・信頼性の向上を絶え間なく追求し続けるという、新しい安全文化の確立を目的に定めたものであり、四大臣としては、その第一歩として、本年3月末に示された「30の対策」を、期限を決めて計画的に実施すること等を求めたものであり、基準として適切であると言える。
- ・ 大飯発電所3・4号機については、第4回会合で判断基準への適合性については概ね確認が行われているが、これまでの原子力安全・保安院の説明も踏まえ、今回の事故のような地震・津波が来襲しても燃料損傷には至らないこと、安全神話に陥ることなく更なる安全性・信頼性向上のための対策の着実な実施計画及びそれを不断に実施する事業姿勢が明確であり、「判断基準」に適合していると言える。
- ・ 大飯発電所3・4号機の再起動にあたっては、免震重要棟の設置が必要との

意見があるが、大飯発電所3・4号機については、中央制御室横にある、耐震性を有し、津波を回避できる設置高さにあり、また、換気空調系や通信機器も配備されている会議室が指揮所として機能することを確認しており、それに加え、一層の信頼性向上のために、従前の計画を前倒しした形で免震重要棟設置に向けた取組を始めている。また、再起動にあたってはフィルタベントの設置が必要ではないかとの意見があるが、大飯発電所3・4号機は、主蒸気逃がし弁から放射性物質を含まない蒸気を大気に放出することで除熱できること、また、格納容器も相当大きく、内圧上昇による破損の結果、放射性物質が大量に放出される可能性は極めて低いことを確認しており、それに加え、万一に備えるためにフィルタベントの設置に向けて取組を始めている。

- ・ また、福島の事故の教訓を踏まえ、全国の原発で対応を進めているオフサイトも含めた原子力防災の改善に向けた取組についても、原子力災害対策本部の強化、情報収集機能の改善、情報発信の一元化、住民避難等のオフサイト対応の改善、被災者支援業務の充実について、改善に向けた着実な取組が進んでいることが確認された。

○以上より、四大臣により、大飯発電所3・4号機は、「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」に適合し、安全性が十分に確保されていることが確認された。

○続いて、電力需給の逼迫や燃料調達によるコスト増等の事情を踏まえて、大飯発電所3・4号機の再起動の必要性について議論・確認を行った。

- ・ 節電すれば需給ギャップは解消されるとの意見も踏まえ、これまで詳しく検討を行ってきたものの、現時点において需給ギャップを解消するに足ると確信できるものはない。政府は、今日の現実のエネルギー構造の上に立って、当面の電力の安定供給を確保する責務を負っているのであって、楽観的な立場に立った結果として、結局電力供給が足りなかった、ということは許されるものではない。
- ・ 全ての原子力発電所が起動されないまま夏を迎えることとなれば、一昨年並の猛暑を想定した最大電力需要の下では、関西地域ではこれまでの供給力積み増しの努力を勘案してもなお2割程度の電力不足となる可能性がある。また、平年並みの暑さの下での最大電力需要を想定しても、昨年夏15%以上の節電をお願いした東京・東北電力管内以上の需給ギャップが避けられない見通しである。当然、今後ともこのギャップを埋める努力はこの夏に向けて続

けていく必要があるが、非常に厳しいレベルの電力不足に直面していると言わざるを得ない。

- ・ 原発停止がもたらすコスト増については、関西電力の燃料費は、昨年度 0.4 兆円増加、原子力発電所が通年に亘って停止することを想定すると年間 0.7 兆円増となり、これは電力総コストの 2 割超に相当する。他方、こうした燃料費増には、厳しい電力需給の下で各電力利用企業が自家発電増加を強いられる結果のコスト増は含まれず、関西電力の総コストのうち一般管理費 0.7 兆円をどんなに合理化したところで、燃料費増を吸収できる規模ではない。関西電力の社内留保は、昨年度末で 4,600 億円程度まで減っていることから、今の状態が続ければ、電気料金の値上げは避けられず、これによる国民負担の増加が懸念される。その影響は、電炉、鑄物等の電力多消費産業、特に中小企業に及ぶものであり、こうした状況が長引けば、企業活動の縮小、海外移転の加速化・国内雇用の減少を招くことが懸念される。
- ・ また、全国でみても、昨年の原子力発電の停止分を火力発電で補った結果、液化天然ガスの輸入が前年比の 1.3 兆円増となり、円高による輸出不振と相まって、大幅な貿易赤字、深刻な国富流出を招いている。結果として、昨年は、31 年ぶりの 2.6 兆円の貿易赤字を記録し、貿易立国としての我が国の将来に暗い陰を投げかけ、この傾向は今年度さらに拡大する懸念がある。今年度仮に原子力発電所が稼働しない場合、電力会社の燃料費は、一昨年度と比較して全国で年間約 3 兆円増加し、これは電力コスト全体の約 2 割に相当する。

○以上より、四大臣として、大飯発電所 3・4 号機の再起動には、必要性が存在すると判断した。

○以上のような安全性・必要性の判断を踏まえ、四大臣としては、この判断について国民に対して責任を持ってご説明し、理解が得られるよう努めていくこと、何よりも、立地自治体のご理解が得られるよう全力を挙げていくこと、そして、こうした一定の理解が得られた場合には、最終的に再起動の是非について決断することを確認した。

○合わせて、今回の四大臣会合が対象としたのは、大飯発電所 3・4 号機であり、今後も、各発電所について、その都度、安全性と必要性の両面から判断し、安全性の判断基準には、当面は今回の 3 項目の基準を当てはめ、新しい知見に基づく更なる基準ができればその都度適用し、新しい規制庁が発足した後には新たなルールの下で対応していくことが確認された。

○政府は昨年7月、中長期的なエネルギー政策の方向性として、脱原発依存を決定しておりそうした方針は全く変わっていない旨、政府としては議論だけでなく、既に脱原発依存の方向に沿った具体的な取組を進めており、原子力については、新たな規制庁の下、40年運転で廃炉にするという原則を取り入れた法案を提示しており、再生可能エネルギーの利用拡大のために、固定価格買取制度の導入、エネルギー規制制度改革アクションプランの下での28項目の改革実施など、最大限取り組んでいるところである旨をしっかりと国民に発信していくべきとの意見が出された。

○立地自治体からは、枝野経済産業大臣に対して説明に来るよう御要望があるため、出来るだけ速やかに福井県に伺う段取りを事務の方で進めるよう指示があった。

○次回の四大臣会合については、今後、地元の皆様をはじめとする国民の皆様の一定の理解が得られているなどといった状況を踏まえ、必要に応じて開催されることとなった。

以上